

特記仕様書

(明石市立市民会館消火補給水槽用加圧給水ユニット修繕)

1 修繕概要

業務名称 明石市立市民会館消火補給水槽用加圧給水ユニット修繕
場 所 明石市中崎1丁目3-1
期 間 契約の翌日から、2025年（令和7年）3月31日まで
概 要 明石市立市民会館の消火補給水槽用加圧給水ユニットの更新

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、資機材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 万一、施工中に会館・図書館利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (8) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。
- (9) 原則として月曜日（休館日。※祝日を除く）は作業を行わないこと。
- (10) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (11) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 業務内容

明石市立市民会館の消火補給水槽用加圧給水ユニットの更新

(1) 修繕内容

- ・ 既設機器等の搬出及び処分
- ・ 新設機器等の搬入及び据付
- ・ 給水用バルブ及び配管の改修
- ・ 試運転調整
- ・ その他別紙設計内訳書参照

(2) 現場作業

作業可能日時：原則、月曜日（休館日）以外の 9:00～20:00 ※祝日の月曜日は可。

※実際の作業日時、内容等については市民会館指定管理者と協議のうえ決定すること。

※休館日の作業が必要な場合は、事前に市民会館指定管理者の承諾を得ること。